



日中戦争期の呉江県の土地関係簿冊について：
呉江県第二区釵金郷・東溪鎮・清水郷の「佃戸調査
冊」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2010-09-13 キーワード: 作成者: 夏井, 春喜 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005914

日中戦争期の呉江県の土地関係簿冊について
— 呉江県第二区釵金郷・東溪鎮・清水郷の「佃戸調査冊」 —

夏井春喜

北海道教育大学札幌校歴史学研究室

A Study on the Documents of Tenant Farmer Ledger in Wujiang (呉江) in 1944

NATSUI Haruki

Department of History, Sapporo Campus, Hokkaido University of Education

概要

本稿は呉江市檔案館所蔵の釵金郷・東溪鎮・清水郷三郷鎮の「佃戸調査冊」について考察したものである。この史料は1944年田賦実物徴収に伴い、地主の負担軽減のために田賦実物分を佃戸から徴収するために作成された「租糧対照冊」に対応して郷村において作成されたものである可能性が高い。調査冊作成は保甲を通じて行われたが、その保甲は行政の末端として形式的に機能していたが、詳細な点においては県政府の命令への対応にはおごなりの部分もあったことがこの史料から伺われる。数値は実数ではなく概数の可能性が高く、数値そのものを絶対として使うことはできないように思われるが、概数としても「自業」・「租業」の割合、経営面積の分布、業主の所在地等についてはデータとして蓄積できるように思われる。

一、はじめに

1940年代後半から50年代初めに中国で行われた地主的土地所有を止揚し、耕作者に土地を分配する土地改革は、東アジア史的に見れば必然の流れと思われる。土地改革を進めた原動力は中国共産党であったことは論を俟たないにせよ、その条件を作り出したものに、1937年7月の盧溝橋事件をきっかけとする8年に亘る日本の侵略・占領とそれに対する中国の抵抗である日中戦争（抗日戦争）、さらに1945年8月15日の日本降伏後4年に亘る国共内戦という「戦時体制」があったと思われる。1930年代前半までの中国農村状況がそのまま土地改革に移行したのではなく、10年以上の「戦時体制」という「非常時」が中国共産党による土地改革を可能としたと思われる。江南についてみると、戦時におけるイレギュラーな収租態勢がとられたことが、在地における地主の田地・佃戸に対する掌握力の低下、佃戸から田賦が徴収されるという状況をもたらした土地改革の条件を作ったと思われる⁽¹⁾。この点を論証するためには日中戦争期から内戦期の地主－佃戸関係の詳細な研究が必要となる。

日本の大学・研究所等で収蔵されている江南の租棧関係文書や魚鱗冊の中で、日中戦争期・内戦期の資料は存在していない。現在の所、研究はこの時期に発行された新聞・雑誌等や調査報告書といった文献史料に頼らざるを得ない⁽²⁾。こうした中で、蘇州の南方に位置する呉江市檔案館で1944年に作成された「呉江県第二区釵金郷第 保圩佃戸調査冊」(檔案番号一0204③150)、「呉江県第二区東溪・清水郷郷鎮各圩佃戸調査表」(0204③81)と名付けられた2冊の史料(以下「佃戸調査冊」)を見ることができた。本稿ではこの2冊の「佃戸調査冊」資料について作成過程、内容について考察し、資料的意味を考えたい。

二、「佃戸調査冊」の概要

この2冊の「佃戸調査冊」は様式が同じで「圩名」、「佃戸姓名」、「住址-保, 甲, 戸」、「田畝数量」、「業主戸名, 地址, 或自業」、「上年減租額」、「備註」の欄があり、1頁に12行の記載がある。制作年月日は釵金郷が民国33年(1944年)10月15日、東溪鎮は同年10月1日、清水郷は10月10日である。釵金郷には下段の「造表人」の欄に「駱祖訓」の印が押されており、彼が中心になって作成したと思われる。東溪鎮、清水郷については「造表人」の欄は空白である。記載項目の内、「圩名」・「佃戸姓名」、「住址」、「田畝数量」の4項目については、釵金郷・東溪鎮・清水郷の三者とも全て記載があるが、「業主戸名, 地址, 或自業」の記載については「季業」、「同里龐業」等の具体的業主名を記載するもの、「租」と租佃地であることを示すもの、「自田」・「自業」と自作地であることを示すものの三種類があるが、釵金郷では1662件中1653件にこうした記載があり、9件だけが空白に過ぎない。東溪鎮は市鎮であるため耕作者が少なく16件しかないが全てに記載がある。清水郷では全体の806件中約60%に当たる479件が記載のない空白である。この問題は自業・租業の分析で取り上げたい。「上年減租額」の項目は全てに記載がない。最後の「備註」の欄は、清水郷では記載がなく、釵金郷・東溪鎮では一部に記載があるが、保によって記載内容が異なっている。この問題も後に検討したい。

1940年代初めの呉江県の行政区画は、8区、27鎮、132郷、1076保、10352甲に分けられており、第一区-城区、第二区-同里区、第三区-盛沢区、第四区-黎里区、第五区-震沢区、第六区-芦墟区、第七区-嚴墓区、第八区-平望区である。第二区は東溪鎮、西津鎮、流虹鎮の3鎮と、蓮浦郷、新農郷、星南郷、屯浦郷、旺東郷、東林郷、光明郷、守雅郷、釵金郷、清水郷、楊湖郷の11の郷が所属している⁽³⁾。呉江県東北部の同里鎮を中心とする水郷地帯である。このうち東溪鎮、釵金郷、清水郷の3つの郷鎮の租佃地、自業地を持つ農家の面積、租佃地・自業地の面積を調査し表としたのがこの資料である。

次のこの「佃戸調査冊」から読み取れる統計的事項を整理したい。

最初に釵金郷・東溪鎮・清水郷の位置を確認したい。表1は「佃戸調査冊」に記載されている圩名とそこに所属する件数・面積を表にしたものである。同治『蘇州府志』卷32所載の呉江県郷都図圩村鎮と対照し、ほぼ確実と思われるものは都図の欄に挙げている。圩名が複数あるものについては「？」を付けている。表1によると東溪鎮の三圩の内「成」・「沖」の2圩は第二十六都後副二十四図に属し、『蘇州府志』には同図の村鎮として「同里鎮, 県東十六里, 唐時銅里, 宋改今名。」とあり、『同里志』では在鎮十三圩の中に見られる。残りの「西初」は二十八都三正十四図であるが、ここに属する村鎮の一つに三元橋があり、『同里志』によれば同里鎮を囲むクリークの南側の橋が三元橋である。『呉江県志』では同里鎮に7つの街道居民委員会があるが、その一つが東溪である⁽⁴⁾。以上のように東溪鎮は同里の市街に属する鎮であることが確認できる。次ぎに釵金郷と清水郷であるが、表1によると両郷の圩が重複しており、隣り合った郷であると思われる。都図で見ると釵金郷は二十七都後正十七図, 前副十一図, 二十八都一正四図, 同五図, 同六図, 九正五十一図, 二副八図, 八副五十一図, 二十九都三正十七図, 二副十二図, 清水郷は二十六都前正六図, 二十七都後

正十七図、同十八図、前副十一図、二十八都三正十三図、二副七図、同八図、六副三十六図、二十九都二副十二図である。このうち二十七都後正十七図、前副十一図、二十八都二副八図、二十九都二副十二図の4つが重複している。これらの都図の村鎮名と『呉江県志』の村民委員会名及び昭和12年発行の十万分の一地形図「呉江県」（東京大学理学部地理学研究室所蔵）と対照すると、「九曲港」（二十八都一正六図、二十九都二副十二図）、「油車港」（二十八都一正五図）、「石頭潭」（二十七都前副十一図）、「方家浜」（二十七都後正十七図、二十八都一正六図）、「金家荘」（二十八都一正四図）、「曹家浜」（二十七都後正十八図、二十九都二副十二図）、「双石村」（二十七都前副十一図）、「転嘴浜」（二十八都一正六図）、「沈家舎」（二十八都九正五十一図）、「楊家村」（二十七都前副十一図、二十八都一正六図）が確認できる。石頭潭という湖の東側、現在の金家壩郷の西北部の地域である。表8の業主地名にも釵金郷楊家村・油車港が見られる。同里鎮の南東約6～7kmの距離である。位置的にははっきりしないが、釵金郷の北よりが清水郷と思われる。石頭潭・南星湖等の大小の湖沼が点在し、それを結ぶクレークが縦横に走る水郷地帯である。

(1) 自業・租業・空白

「佃戸調査冊」は釵金郷・東溪鎮・清水郷とも、保甲順に従って記載されているが（釵金郷の冊子の綴りは第五保～第七保、第一保～第四保の順であるが）、小作地（「租業」）或いは所有地（「自業」）がある者だけを記載されている。小作地・所有地を持たない戸は欠番となっている。釵金郷・東溪鎮・清水郷の各保甲別戸の範囲と欠番の戸番、二戸以上の農戸が同じ戸番にあるもの（重複戸番）を表にしたものが表2である。保甲の編成は、「戸を以て単位とし、戸に戸長を設け、十戸を甲となし、甲に甲長を設け、十甲を保となし、保に保長を設ける」と十戸―一甲、十甲―一保を基本とするが、5戸、5甲以下は隣接の甲・保に併合し、六戸・六甲以上で独立した甲・保を設けることになっている⁽⁵⁾。表2「三郷鎮の保甲別表」でもこの原則は守られている。同里鎮の市街地に存在する東溪鎮は当然の如く該当する保甲戸は14件、15戸（第二保の1件が2戸で合同）と少なく、他の殆どは耕作に従事しない商工業・官員・兵士、地主等を職業とする人々と思われる。農村部と思われる釵金・清水両郷を見ると、かなりの欠番の戸番が見られる。例えば釵金郷第三保第五甲は「佃戸調査冊」に一人の名前も載っておらず、隣接する第二・第三・第四甲も欠番が多数を占めている。商工業者や地主だけではなく、小作地にせよ自己所有地にせよ耕作地を持たない雇農や又小作の佃戸も「佃戸調査冊」には登場しないが、この附近が農戸以外の地域であることが推測される。それ以外の甲にも、一甲に2、3人の欠番はあり、農村地域でありながら耕作地を持たない戸が相当数存在していたことが伺われる。不明な甲の戸数を10戸として推定すれば、釵金郷では戸全体（重複したものは1戸をして数える）の約70%余り、清水郷では85%余りの戸が小作地或いは所有地を有していたと思われる。

「佃戸調査冊」の「業主戸名、地址、或自業」欄を基に、三郷鎮の保別に「自業」・「租業」とどちらも記載されていない「空白」とに分けて表にしたのが表3である。蘇州附近の田地は「所謂『自業』・『管業』の別があり、『自業』は自耕の田であり、田底田面の産権が均しく耕作する人の所有に属している。『管業』は耕作の田地で、田底は業主の産で、耕作する人の所有ではない。田面生産物は耕作者（即ち佃戸）の産で、業主の所有ではない⁽⁶⁾。」と、「自業」と「管業」（「租業」）とに分かれていた。これは単なる田地の区別だけではなく、田賦の徴収方法も異なっていた。例えば大水・旱魃・虫害等の被災調査においても、「管業」田地は租棧の司帳が、「自業」田地は郷董が行っていたと思われる⁽⁷⁾。日中戦争の勃発、日本軍の占領という混乱の中で、蘇州等において租賦併徴という方式が取られたのは「管業」と「自業」と従前から徴収方法に差異があったからである。大まかには「管業」＝地主所有地・小作地、「自業」＝自作地と分けられるが、「自業」が全て自作地であった訳ではない。蘇州では1938年度から租賦併徴が行われ収租処による田租徴収が行われたが、呉県楓橋鎮第十一・十二保における林惠海氏調査では「大体不在の大地主は収租処という官

表1. 三郷鎮の圩別件数・面積と該当都図

釵金郷				
圩名	件数	面積	保	都図
環	20	66.700	1,2	28-六副36?
危	14	65.100	5	27-後正17?
競	5	16.300	6	なし
琴	6	14.220	6	なし
坑	2	5.000	4	28-一正3?
西二	5	9.900	6	なし
使尾	17	44.800	1	なし
使尾斗	21	51.190	1	28-一正4
諸	23	68.350	2,3	29-二副12
小弁	1	1.500	3	27-前副11
昇	121	355.198	1,2,3	29-二副12
笙	55	202.760	1,2,3	28-一正6
全	54	214.700	5	28-二副8
大井	13	49.500	5	27-後正17
大星	45	185.730	4,5,6	27-前副11?
通関	31	71.410	6	なし
底	19	69.800	4	27-前副11?
底樹	1	3.000	4	なし
転定	24	95.200	7	28-一正5
転吐	1	2.000	3	なし
転址	89	444.290	6,7	28-一正6
東心	16	79.200	4	27-後正18?
東西二	1	1.600	6	なし
東二	15	35.700	7	なし
湯	1	5.700	7	なし
討	3	13.500	7	なし
南階	58	144.250	1,2	28-一正6
南京	6	24.900	7	なし
南驚	1	3.500	1	28-一正5
南姑	1	4.000	1	28-九正51
南星入	2	5.500	1	なし
南定	21	95.400	4,7	28-一正5
南培	8	51.000	7	29-三正17
南陞	109	456.010	4,6,7	28-一正5
南弁	18	81.000	3,4,6,7	27-前副11
南羊	39	161.100	4	なし
南陽	20	56.500	5	27-後正17
南裡入	80	214.544	2	28-一正6
納	7	32.800	3	28-一正6
畢双	16	58.200	1,2,3	28-一正6
璧双	15	61.800	7	なし
奉	20	58.700	1,2	28-八副45
北階	15	30.868	1,2	28-一正6
北驚	144	386.980	1,2	28-一正4
北定	102	516.150	7	28-一正5
北斗	2	21.000	7	28-二副8?
北培	15	53.500	7	なし
北陞	91	418.150	4,6,7	28-一正5
北弁	61	365.100	3,4,6,7	27-前副11
北羊	34	171.300	4	なし
北陽	51	179.800	5	27-後正17
北裡入	103	302.390	2	28-一正6
右	1	2.200	4	なし
柳	17	78.800	5	27-後正17?
柳全	2	4.900	5	なし
合計	1662	6212.690		

東溪鎮				
圩名	件数	面積	保	都図
成	8	54.650	1	26-後副24
西初	15	196.000	10	28-三正14
沖	4	18.000	2,4	26-後副24
合計	27	268.650		

清水郷				
圩	件数	面積	保	都図
絨	6	26.600	1	28-二副7
外井	20	96.7	2	27-後正17
宜	40	285.700	1,2	28-二副7
牛女	2	2.600	2	27-後正17
矯斗	13	59.000	2	28-二副8
金墟	12	42.100	2	27-後正17
亢	34	180.500	3	27-後正18?
嘴	3	13.300	2	27-後正17?
諸	57	277.477	3	29-二副12
小星	9	33.500	1	27-前副11?
西于	32	158.130	1,2	28-二副8
西室	22	95.850	2	27-後正17
西任底	4	20.200	1	26-前正6
西地	12	39.000	3	28-三正13
西房	47	255.788	3	27-後正18?
大井	37	351.070	2	27-後正17
大星	17	100.600	1	27-前副11?
張	25	144.500	2	28-二副8?
調	35	184.200	3	27-後正18
東室	7	39.650	2	27-後正17
東心	18	113.680	3	27-後正18?
東任底	34	164.500	1	28-二副7
東地	2	7.500	3	28-三正13
東房	17	73.000	3	27-後正18
湯無	55	311.405	1,2	26-前正6
南于	27	134.100	1,2	28-二副8
南斗	19	90.900	1,2	28-二副8?
南裡奎	17	69.700	2	27-後正17
房苑笙	32	238.770	1,2	27-前副11
北胃	35	149.000	1	28-六副36
北斗	17	77.600	2	28-二副8?
宥	38	194.850	3	29-二副12
裡空	31	155.264	3	29-二副12
裡地	11	36.600	3	28-二副8
穉	19	79.000	1	28-二副7
合計	806	4302.334		

房卯笙?

里地?

表2. 三郷鎮の保甲別表

釵金郷	甲	戸の範囲	欠番の戸番	重複戸番	戸数	計
第一保	第一甲	1~10			10	88
	第二甲	1~10	2,4,8		7	
	第三甲	1~10	2,7		8	
	第四甲	1~9			9	
	第五甲	1~15	2,4,12	3	13	
	第六甲	1~11	6,9,11	8	9	
	第七甲	1~10	5,6,8	2,4	10	
	第八甲	?	1,2,3,4,5		1	
	第九甲	1~11		10	12	
	第十甲	1~14	2,9,10,12,13		9	
第二保	第一甲	1~12	2,6,8,9		8	98
	第二甲	1~?			6	
	第三甲	1~10	4,5,6	2	8	
	第四甲	1~?	2,?	13	9	
	第五甲	1~10	6	1	10	
	第六甲	1~10	3		9	
	第七甲	1~15	5,6,7,8,9,11		9	
	第八甲	1~10	2,3,8	7	8	
	第九甲	1~10	4,6,8	5	8	
	第十甲	1~9	1,3	4	8	
	第十一甲	1~9		5,6,8	15	
第三保	第一甲	1~10	1,6		8	44
	第二甲	1~11	1,3,5,6,7,10		5	
	第三甲	1~14	1,3,4,6,7,8,10,11,12		5	
	第四甲	1~13	1,2,3,4,5,6,7,8,9,11		3	
	第五甲	?			0	
	第六甲	1~10	2,3,8	6	8	
	第七甲	1~10	1,2,5,6	4	7	
	第八甲	1~11	1,4,8		8	
第四保	第一甲	1~10	1,3,4,9	2	7	88
	第二甲	1~10	3,5		8	
	第三甲	1~10	2,3,9		9	
	第四甲	1~10	5	9	10	
	第五甲	1~10	1,5,7,8		6	
	第六甲	1~10	1,4		8	
	第七甲	1~10	1		9	
	第八甲	1~12	3,5,8	12	10	
	第九甲	1~9	7		8	
	第十甲	1~15	4,6,10	5	13	
第五保	第一甲	1~9	1,5	6	8	44
	第二甲	1~9	3,4,5,6,7		4	
	第三甲	1~10	1,3,7		7	
	第四甲	1~8	7		7	
	第五甲	1~10	1,2,3,4,6	5	7	
	第六甲	1~10	1,4,8		7	
	第七甲	1~8	2,4,5,6		4	
第六保	第一甲	1~13	3,4	5,7	13	78
	第二甲	1~11	4,5		9	
	第三甲	1~10			10	
	第四甲	1~10	2,4	7	9	
	第五甲	1~10	5	6	10	
	第六甲	1~10	5,7	4	9	
	第七甲	1~10	3,6,8		7	
	第八甲	1~11			11	
第七保	第一甲	1~9	1		8	107
	第二甲	1~10	8		9	
	第三甲	1~13		13	14	
	第四甲	1~10			10	
	第五甲	1~10	5		9	
	第六甲	1~15	3,4,8,9,10		10	
	第七甲	1~12	2,4,6		9	
	第八甲	1~9	1,2,4,8	6	6	
	第九甲	1~10	2,5,6,8,9	3,4	8	
	第十甲	1~10			10	
	第十一甲	1~8	3		7	
	第十二甲	1~13	1,2,8,9,10,11		7	

東溪鎮	甲	該当戸番	戸数	計
第一保	第一甲	1,4,5,9,10	5	9
	第三甲	7	1	
	第十二甲	5,6,10	3	
第二保	第十甲	7,10	2	2
第四保	第四甲	2	1	1
第十保	第一甲	3	2	4
	第九甲	3	1	
	第十甲	4	1	

清水郷	甲	戸の範囲	欠番の戸番	重複戸番	戸数	計
第一保	第一甲	1~8	4,5		6	96
	第二甲	1~15	7,8	2	14	
	第三甲	1~11	3,10		9	
	第四甲	1~10	8,9		8	
	第五甲	1~9	5,6		7	
	第六甲	1~12	1,7,10		9	
	第七甲	1~10	3,9		8	
	第八甲	1~15	5,12		13	
	第九甲	1~12	11		11	
	第十甲	1~12	3		11	
第二保	第一甲	1~11	8		10	100
	第二甲	1~7			7	
	第三甲	1~10	2,3,4,5,6		5	
	第四甲	1~11	8		10	
	第五甲	1~8	3,4		6	
	第六甲	1~14	7,11,12	3,13,14	14	
	第七甲	1~15	5,10		13	
	第八甲	1~15	10		14	
	第九甲	1~14	8		13	
	第十甲	1~8			8	
第三保	第一甲	1~13	7,11		11	113
	第二甲	1~11	4		10	
	第三甲	1~11	3		10	
	第四甲	1~10	4	6,7	11	
	第五甲	1~10	9		9	
	第六甲	1~10	8	4	11	
	第七甲	1~11	10	4,9	12	
	第八甲	1~10		9	11	
	第九甲	1~10	3,7,8		7	
	第十甲	1~10	4	3	10	
	第十一甲	1~11	2	5	11	

註：戸の範囲は記載されている第一戸から最後の戸番までとした

表3. 三郷鎮の自業・租業・空白別件数・面積

保	戸数	自業				租業				空白				合計			
		件数	%	面積	%	件数	%	面積	%	件数	%	面積	%	件数	%	面積	%
釵金郷																	
第一保	88	105	34.7	291.980	35.6	195	64.4	520.740	63.6	3	1.0	6.400	0.8	303	100.0	819.120	100.0
第二保	98	88	24.9	304.800	29.8	264	74.6	717.772	70.1	2	0.6	1.268	0.1	354	100.0	1023.840	100.0
第三保	44	23	26.4	104.800	29.4	64	73.6	252.070	70.6	0	0.0	0.000	0.0	87	100.0	356.870	100.0
第四保	88	63	28.4	369.000	34.3	159	71.6	708.000	65.7	0	0.0	0.000	0.0	222	100.0	1077.000	100.0
第五保	44	26	13.9	89.600	12.7	161	86.1	618.500	87.3	0	0.0	0.000	0.0	187	100.0	708.100	100.0
第六保	78	79	34.1	332.610	39.5	153	65.9	508.600	60.5	0	0.0	0.000	0.0	232	100.0	841.210	100.0
第七保	107	132	47.8	702.300	50.7	144	52.2	684.250	49.3	0	0.0	0.000	0.0	276	100.0	1386.550	100.0
小計	547	516	31.1	2195.090	35.3	1140	68.6	4009.932	64.5	5	0.3	7.668	0.1	1661	100.0	6212.690	
東溪鎮																	
第一保	9	6	40.0	55.000	28.1	9	60.0	141.000	71.9	0	0.0	0.000	0.0	15	100.0	196.000	100.0
第二保	2	1	100.0	2.000	100.0	0	0.0	0.000	0.0	0	0.0	0.000	0.0	1	100.0	2.000	100.0
第四保	1	3	100.0	16.000	100.0	0	0.0	0.000	0.0	0	0.0	0.000	0.0	3	100.0	16.000	100.0
第十保	4	4	50.0	24.900	45.6	4	50.0	29.750	54.4	0	0.0	0.000	0.0	8	100.0	54.650	100.0
小計	16	14	51.9	97.900	36.4	13	48.1	170.750	63.6	0	0.0	0.000	0.0	27	100.0	268.650	100.0
清水郷																	
第一保	96	68	30.1	303.700	24.5	16	7.1	58.500	4.7	142	62.8	875.370	70.7	226	100.0	1237.570	100.0
第二保	100	68	24.5	342.800	22.2	39	14.0	129.330	8.4	171	61.5	1074.775	69.5	278	100.0	1546.905	100.0
第三保	113	42	13.9	219.095	14.4	94	31.1	348.010	22.9	166	55.0	950.754	62.6	302	100.0	1517.859	100.0
小計	309	178	22.1	865.595	20.1	149	18.5	535.840	12.5	479	59.4	2900.899	67.4	806	100.0	4302.334	100.0
総計	872	708	28.4	3158.585	29.3	1302	52.2	4716.522	43.7	484	19.4	2908.567	27.0	2494	100.0	10783.674	100.0

註：(1) 東溪鎮第二保では、第十甲第七戸朱洪泉、第十戸朱春泉が合戸して一筆の田地を経営している。
 (2) 東溪鎮第四保第四甲第二甲陸福順は自業とあるが任・沈・鈕業、第十保第一甲第三戸も自業とあるが?業と業主の記載がある。ここでは自業に含めた。

表4. 三郷鎮の自小作別農戸数

保	自作	自作空白	小作	小作空白	自小作	自小作空白	空白	合計
釵金郷								
第一保	6	0	20	1	59	2	0	88
第二保	10	0	31	0	56	1	0	98
第三保	2	0	23	0	19	0	0	44
第四保	2	0	44	0	42	0	0	88
第五保	4	0	25	0	15	0	0	44
第六保	5	0	28	0	45	0	0	78
第七保	11	0	22	0	74	0	0	107
小計	40	0	193	1	310	3	0	547
東溪鎮								
第一保	0	0	3	0	6	0	0	9
第二保	2	0	0	0	0	0	0	2
第四保	1	0	0	0	0	0	0	1
第十保	1	0	1	0	2	0	0	4
小計	4	0	4	0	8	0	0	16
清水郷								
第一保	2	42	3	1	2	4	42	96
第二保	1	42	4	4	4	5	40	100
第三保	3	13	11	26	2	12	46	113
小計	6	97	18	31	8	21	128	309
総計	50	97	215	32	326	24	128	872

表5. 三郷鎮の農戸経営面積分布

面積	釵金郷							合計	東溪鎮		清水郷			合計	総計			
	第一保	第二保	第三保	第四保	第五保	第六保	第七保		件数	%	件数	%	件数		%	件数	%	
0.000~2.500	4	10	8	15	3	3	5	48	8.8	1	6.7	11	4	7	22	7.1	71	8.2
2.500~5.000	14	20	14	17	8	14	22	109	19.9	0	0.0	16	10	16	42	13.6	151	17.3
5.000~7.500	18	18	7	12	4	13	16	88	16.1	1	6.7	5	8	13	26	8.4	115	13.2
7.500~10.000	19	12	4	8	2	13	15	73	13.3	2	13.3	14	10	16	40	12.9	115	13.2
10.000~12.500	17	6	1	5	2	16	9	56	10.2	0	0.0	10	10	10	30	9.7	86	9.9
12.500~15.000	6	8	2	6	4	4	12	42	7.7	1	6.7	8	11	11	30	9.7	73	8.4
15.000~17.500	5	8	1	4	2	3	5	28	5.1	3	20.0	6	7	3	16	5.2	47	5.4
17.500~20.000	1	3	3	3	1	5	6	22	4.0	3	20.0	6	11	10	27	8.7	52	6.0
20.000~22.500	1	3	2	2	3	0	2	13	2.4	0	0.0	3	11	10	24	7.8	37	4.2
22.500~25.000	2	3	1	6	4	0	3	19	3.5	2	13.3	7	6	7	20	6.5	41	4.7
25.000~27.500	1	4	0	2	3	1	0	11	2.0	0	0.0	2	1	3	6	1.9	17	2.0
27.500~30.000	0	0	1	0	3	3	2	9	1.6	0	0.0	2	5	2	9	2.9	18	2.1
30.000~32.500	0	1	0	3	1	2	1	8	1.5	0	0.0	2	3	2	7	2.3	15	1.7
32.500~35.000	0	1	0	1	3	0	3	8	1.5	0	0.0	0	1	0	1	0.3	9	1.0
35.000~37.500	0	0	0	0	1	1	1	3	0.5	2	13.3	3	1	0	4	1.3	9	1.0
37.500~40.000	0	0	0	1	0	0	2	3	0.5	0	0.0	1	0	1	2	0.6	5	0.6
40.000~42.500	0	1	0	1	0	0	0	2	0.4	0	0.0	0	0	0	0	0.0	2	0.2
42.500~45.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	1	1	0.3	1	0.1
45.000~47.500	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	1	0	1	0.3	1	0.1
47.500~50.000	0	0	0	1	0	0	1	2	0.4	0	0.0	0	0	1	1	0.3	3	0.3
50.000~	0	0	0	1	0	0	2	3	0.5	0	0.0	0	0	0	0	0.0	3	0.3
合計	88	98	44	88	44	78	107	547	100.0	15	100.0	96	100	113	309	100.0	871	100.0
最大								68.800							49.000			
最小								0.300							1.000			

憲との合作機関によって徴収する。然し之以外のもの……地主の性質上収租処には納入されない。何となれば、収租処によるものは大体事変前租棧を作っていた地主が主であり、小地主には縁がないのである」と、「管業」として収租処で租賦併徴が行われるのは租棧地主であり、在地の小地主は対象とならないと指摘しており、調査地点の水田278件中228件、旱田42件中1件が収租処を通じて徴収されたとする⁽⁸⁾。呉県洞庭東山では「自業」が多く、これまで「管業」・「自業」の区別がなかったことより、公棧を設置せず、各自が徴収する方式が取られた⁽⁹⁾。

「自業」田地は必ずしも自作地でなく、在地小地主に小作地も含まれるが、表3で釵金郷・東溪鎮・清水郷の3郷鎮の「自業」・「租業」の割合を見てみたい。釵金郷では「自業」・「租業」の記載のない「空白」は僅か5件、7.668畝で、全体の1%を下回る割合で、殆ど無視してよい。「自業」は件数で31.1%、面積で35.5%に対して、「租業」は件数で68.6%、面積で64.5%と、全体の三分の二が「租業」田地である。保によって差があり、第五保では「租業」田地は85%以上なのに対して、第七保では「自業」と「租業」がほぼ同じである。東溪鎮は同里鎮内にあり、市鎮で件数・面積とも釵金郷、清水郷よりは格段に少量である。ただ「自」と記載されている中に「沈・任・鈕業」（第四保陸福順）・「殷業」（第十保李王氏）・「龐業」（同李恒伯）があり小作地であるが「自業」に入れたか、自業地を「沈業」等の租棧に寄託している可能性があるが、詳細については不明である。また「張夢蟾」（第一保凌榮卿）・「石潤身・朱邦貞」（第十保吳少廷）と個人の名前が記載されており、こちらは出租した可能性がある。以上のことを無視して「自」・「租」の記載だけで見ると、件数では「自業」・「租業」がほぼ同数、面積では「租業」が約6割となっている。清水郷では表3に見られるように記載のない「空白」が絶対多数を占めて件数では約60%、面積では三分の二に達している。「空白」を除けば、残りは件数では「自業」54.4%、「租業」45.5%、面積では「自業」61.8%、「租業」38.2%と「自業」田地が多くなっている。特に第一保で「租業」が少ない。絶対多数を占める「空白」をどのように考えたらよいただろうか。釵金郷の「租業」の記載を見ると業戸の姓や地名を記載していないものが、姓では229件（19.9%）、地名では823件（71.4%）で、両方記載されずただ「租」とだけあるものも221件ある。これに対して清水郷の「租業」の欄には全て姓・地名が記載されている。これから推計すると、清水郷の「空白」は業戸の姓・地名が不明な「租業」の可能性があるとと思われる。同時期他県の「租業」・「自業」の比率をみると呉県全体では59.15%対40.85%、呉県第二期清郷区では約66%対約34%⁽¹⁰⁾、無錫では約7割対約3割で⁽¹¹⁾、常熟第一期清郷区では小作地と自作地の割合が約70対30%⁽¹²⁾、第二期清郷区では約66%対34%⁽¹³⁾であった。呉江県釵金郷はもとより、清水郷も「租業」の方が多く「空白」は「租業」田地ではないかと推測される。

釵金郷第五保の「佃戸調査冊」の備註欄に21件の「小租」という記載がある。呉江県の租佃形式は主要には「大租田」と「小租田」があり、大租田は田底・田面が分離している田地で、「小租田、田底・田面ともに地主の所有で、佃戸には永佃権がない⁽¹⁴⁾」田地で、蘇州の「花利田」、無錫の「蓋頭田」と同様のものである。「小租」の記載は釵金郷第五保以外にはでてこないが、第五保だけを限れば、187件、706.100畝中21件（11.2%）、126.600畝（17.9%）を占めている。

(2) 農戸の経営、業戸

釵金郷・東溪鎮・清水郷の各農戸を自作、小作、自小作、「空白」に分けて表にしたのが表4である。まず「空白」を数的に無視できる釵金郷についてみると、自作40戸（7.3%）、小作194戸（35.5%、空白1を含む）、自小作313戸（57.2%、空白3を含む）となっており、自小作が最も多数を占めている。純粋な自作地しか経営していない戸は僅か7%余りに過ぎない。自小作についてみると、「空白」を含む314戸の中で自作地面積が大きいものが96戸、小作地の方が大きいものが207戸、自作地・小作地の面積が同じものが11戸

となっており、自小作でも小作の割合の大きなものが約三分の二を占めている。自業地・租業地の割合からも推測できるが、小作地に主な経営を託している農戸が約73%占めている。東溪鎮は農戸数が16戸と少なく市街地で農村部と比較できないが、自作4戸、小作4戸、自小作8戸となっている。清水郷は表4に見られるように「空白」が件数で約60%、面積では三分の二以上を占めており、戸数でも「空白」が128戸、その他自作空白97戸、小作空白31戸、自小作空白21戸を合わせると277戸と全体の9割近くを占め、「空白」のないものは32戸（自作6戸、小作18戸、自小作8戸）に過ぎない。清水郷の「空白」が前述したように業戸姓名・地名が特定出来ない「租業」とすると、自作6戸（1.9%）、小作177戸（57.3%）、自小作126戸（40.7%）となり、小作地依存が一層大きくなっている。

表5は一農戸当たりの経営面積（「自業」・「租業」・「空白の合計」）の分布を表したものである。釵金郷では経営面積2.5畝以下が8.8%、5畝以下が27.7%、10畝以下が58.1%と過半数を超え、20畝以下が85.2%である。東溪鎮は1戸の面積が広く10畝以下が26.7%に過ぎない。清水郷では2.5畝以下8.2%、5畝以下20.7%、10畝以下42.1%で、20畝以下75.4%となっており、釵金郷より少し経営面積が大きくなっている。全体では10畝以下50%程度、20畝以下80%程度ということがこの表から見て取ることができる。農戸種類別を見てみると、「空白」の少ない釵金郷では自作は最大50.000畝、最小1.000畝、平均7.546畝、小作は最大33.100畝、最小0.300畝、平均6.920畝、自小作は自作地最大65.000畝、最小0.250畝、平均6.059畝、小作地が最大36.500畝、最小0.700畝、平均8.514畝で、合計は最大68.800畝、最小2.000畝、平均14.672畝で、自作・小作とも平均は7～7.5畝であるが、自小作は倍の15畝程度経営している。これらの数値が同時期江南の他地域に比べてどのようなものであったのか。表6で満鉄上海事務所の嘉定・太倉・常熟・松江・無錫5県の農村調査を見てみると、上海市嘉定区では戸数80戸中5畝未満44戸（55.0%）、10畝未満67戸（83.8%）、20畝未満75戸（93.8%）、太倉県では46戸中16戸（34.8%）、28戸（60.9%）、42戸（91.3%）、常熟県では38戸中18戸（47.4%）、35戸（92.1%）38戸（100%）、松江県では61戸20戸（32.8%）、38戸（62.3%）、58戸（95.1%）、無錫県では75戸中5畝未満が70戸と93.3%、10畝未満には全農戸が入っている⁽¹⁵⁾。林惠海氏等の呉県楓橋鎮附近の調査では154戸中5畝未満が63戸（40.9%）、10畝未満が99戸（64.3%）、20畝未満が129戸（83.8%）である⁽¹⁶⁾。満鉄及び林氏の調査は治安の関係で県城や鎮市の周辺で行われ、また調査地点の問題もあり⁽¹⁷⁾同一に扱えないが、これらに比べて明らかに2.5畝、5畝以下の零細経営の割合が低くなっている。呉江県同里鎮東南の水郷地帯であることと、ここでの田地区分が「自業」・「租業」の区分であり、必ずしも自ら耕作したり、雇農等を用いての経営を示していないことから他に比べて経営面積が大きくなっていると考えられる。68.800畝（「自業」65.000畝、「租業」3.800畝）の最大面積を有する農戸（顧利生－第四保）をはじめ50畝を超えるものが3戸（全て釵金郷）、30畝を超えるものが46戸（釵金郷29戸、東溪鎮2戸、清水郷15戸）あり、「自業」地を出租しているものもあると思われる。5畝以下の割合は大きく異なるが、5～10畝、10～15畝、20畝以上の割合、自作・小作・自小作の平均経営面積を見ると釵金郷・清水郷のものは、林氏が調査した呉県楓橋鎮附近の農村とかなりの類似を示しており⁽¹⁸⁾、「佃戸調査冊」が他と全く異なるものとはいえない。

「業主戸名、地址、或自業」に記載されている業戸の姓名・地点を姓別に表にしたのが表7である。東溪鎮は「自業」の中に「〇業」や個人名を記載しているものがあるので「自業」・「租業」別に分けている。表7によれば、釵金郷では約4000畝の「租業」地に少なくとも27姓、東溪鎮は約170畝に少なくとも6姓、清水郷では約535畝に30姓の地主が存在していた。これらの同姓の地主も同じ租棧ではなく、例えば釵金郷の任姓は名前・棧堂では任慶令、任小蘇、永春堂があり、地名では同里荷花蕩、吉利橋、漆字圩の三カ所がある。清水郷の任姓を見ると名前・棧堂では任亨福、任経筍堂の二つ、地名では荷花蕩の外に太平橋があった。これら同じ任姓でも名前・棧堂では5、地名では4の異なった業主が存在したことが分かる。名前・棧堂と地名とで重なりがあるか不明であるが少なくとも5つの任姓の業戸が同里鎮に存在していた。このように判

表6. 日中戦争期江南の農村調査での経営面積分布

A. 満鉄上海事務所調査

面積	嘉定県			太仓県			常熟県			松江県			無錫県		
	件数	%	累計	件数	%	累計	件数	%	累計	件数	%	累計	件数	%	累計
5畝未満	44	55.0	55	16	34.8	34.8	18	47.4	47.4	20	32.8	32.8	70	93.3	93.3
5~10	23	28.8	83.8	12	26.1	60.9	17	44.7	92.1	18	29.5	62.3	5	6.7	100.0
10~15	3	3.8	87.5	11	23.9	84.8	2	5.3	97.4	12	19.7	82.0			
15~20	5	6.3	93.8	3	6.5	91.3	1	2.6	100.0	8	13.1	95.1			
20~	5	6.3	100	4	8.7	100.0				3	4.9	100			
合計	80	100.0		46	100.0		38	100		61	100		75	100	

B. 林惠海氏調査

面積	呉 県		
	件数	%	累計
2畝未満	12	7.8	7.8
2~5	51	33.1	40.9
5~10	36	23.4	64.3
10~15	22	14.3	78.6
15~20	8	5.2	83.8
20~	25	16.2	100
合計	154	100	

C. 呉江県「佃戸調査冊」

面積	釵金郷			清水郷		
	件数	%	累計	件数	%	累計
2.5畝以下	48	8.8	8.8	22	7.1	7.1
2.5~5	109	19.9	28.7	42	13.6	20.7
5~10	161	29.4	58.1	66	21.4	42.1
10~15	98	17.9	76.1	60	19.4	61.5
15~20	50	9.1	85.2	43	13.9	75.4
20~	81	14.8	100	76	24.6	100
合計	547	100		309	100	

表7. 三郷鎮の業戸姓別表

釵金郷

業戸姓	名地名等	保		件数	面積	
		件数	面積			
王	善經堂	13	29.525	1,2,3,5	28	91.858
	王太原黎里	1	1.200	5		
	同里	1	1.000	7		
	同里	3	7.133	1,6,7		
	同里南棋干	10	53.000	6,7		
管季	管老太同里	1	1.000	7	1	1.000
		1	4.600	1	1	4.600
金		72	187.018	1,2,3,5	114	338.588
	西賬房	1	1.200	2		
	賬房同里	1	10.000	6		
	同里	4	9.000	1		
	同里永安橋	2	4.700	6		
	同里彩堂浜	1	9.700	6		
	同里潭家浜	18	76.870	2,4,6,7		
	同里新馱岸	1	3.600	7		
	同里泰來橋	7	16.500	6		
	同里吉利橋	2	7.800	6,7		
	金業黎里	5	12.200	1		
嚴		8	17.600	1,2	8	17.600
		3	6.715	2,5		
顧	同里	1	4.000	4	5	15.715
	同里豆腐橋	1	5.000	4		
呉		3	5.000	2,3,5	5	9.500
	渡家浜	1	2.500	6		
	同里	1	2.000	7		
黄		2	8.600	2,3	2	8.600
		2	5.000	1		
朱	同里後剛	1	1.600	6	3	6.600
		2	6.500	1,2		
周	同里	1	3.000	6	7	17.700
	同里嚴家廊下	1	4.700	6		
	同里西街	2	2.800	6		
	同里倉場弄	1	0.700	6		
徐		9	25.000	2,6	10	27.000
	徐云花	1	2.000	1		
葉	同里	1	4.000	6	1	4.000
		20	59.328	1,2,5		
沈	沈仲甫	1	1.300	1	25	73.628
	呉江	2	7.000	1,6		
	同里高地上	1	3.000	6		
	同里紅塔埭	1	3.000	4		
		75	210.244	1,2,3,5		
任	任慶令同里	6	10.800	6	112	366.544
	任小蘇同里	1	3.000	6		
	同里	4	10.500	1,6		
	同里永春堂	1	5.000	6		
	荷花蕩	1	1.500	2		
	同里荷花蕩	21	113.400	4,6,7		
	同里吉利橋	1	1.100	4		
	同里漆字圩	2	11.000	6		

東溪鎮

自業租業	業戸等	件数	面積	自業租業別	
				件数	面積
自業	任業	1	3.000	14	97.900
	沈業	1	5.000		
	鈕業	1	8.000		
	殷業	1	1.000		
	龐業	1	10.000		
	張夢蟾	1	10.000		
	石瀾身	1	9.400		
	朱邦貞	1	4.500		
不明	6	47.000			
租業	王業	1	5.000	14	170.750
	沈業	1	6.875		
	龐業	1	6.875		
	潘業	1	8.000		
	趙業	1	3.000		
	不明	9	141.000		
合計		28	268.650	28	268.650

清水郷

業戸姓	名地名等	保		件数	面積	
		件数	面積			
王	王居易堂同里吉利橋	1	0.450	3	1	0.450
学	学校同里倉場弄	1	4.000	3	1	4.000
邱	邱鳳祖同里	1	2.500	3	1	2.500
金	金真修西棧同里吉利橋	1	5.000	3	2	5.750
	同里	1	0.750	3		
胡	胡愛宝同里三元橋	1	6.000	3	1	6.000
顧	顧誠意同里	2	6.700	2	3	11.700
	同里乾大	1	5.000	3		
蔡	蔡桂福同里	1	2.000	2	2	7.000
	蔡寿林同里道土埭	1	5.000	3		
周	周吉成同里	1	6.300	2	8	31.390
	周四爺同里西埭	6	22.390	1,2,3		
	同里西埭	1	2.700	3		
徐	徐菊人同里	1	2.000	3	1	2.000
蕭	北埭	1	2.000	2	1	2.000
葉	葉務本同里	1	3.500	3	3	8.500
	葉老寿新農鄉	1	2.500	3		
	同里東溪橋	1	2.500	2		
沈	呉江	1	3.000	3	4	9.900
	同里後崗	3	6.900	3		
任	任亨福同里	1	4.000	2	5	14.250
	任經奇堂同里	1	1.250	3		
	同里荷花蕩	2	6.500	3		
	同里太平橋	1	2.500	3		
鄒	鄒梅生本保五甲	1	3.000	2	1	3.000
錢	同里三陽田	1	4.000	3	1	4.000
蘇	蘇德昌同里	1	4.000	1	1	4.000
宋	宋敦本同里	1	4.000	2	2	5.500
	宋家紅塔埭	1	1.500	1		

夏井春喜

鄒	杜家浜	49	202.167	2,5	75	271.917
	同里	1	2.500	1		
	同里西弄	1	1.600	6		
	同里西弄	24	65.650	4,6		
薛	同里西街	2	7.800	5	5	15.890
	同里西街	3	8.090	6		
錢	同里	30	92.395	1,2,3,5	39	115.755
	東旗杆	1	2.800	1		
	東埭	1	2.360	1		
	同里	2	6.500	1,4		
	同里嚴家廊下	1	1.900	6		
	同里三陽地	1	1.200	4		
	三陽田	1	3.800	1		
	同里三陽田	1	2.800	6		
	同里西弄	1	2.000	4		
蘇	蘇海昌同里	1	1.000	7	1	1.000
宋	同里	7	15.700	2,5	13	32.600
	同里	1	2.900	7		
	同里東海	3	5.600	4,6		
	同里東溪橋	2	8.400	7		
曹	同里	1	4.000	3	1	4.000
褚	同里	1	5.000	1	8	24.800
	褚連華同里	7	19.800	4,7		
張	同里	30	75.620	1,2,3,5	41	118.320
	同里倉場弄	9	37.000	4,6,7		
	芦川	2	5.700	1		
陳	同里	5	15.060	2,5	8	19.560
	陳松年	1	2.000	1		
	同里	1	1.000	7		
	同里北埭	1	1.500	7		
唐	同里	13	43.300	1,2	13	43.300
陶	業同里	2	5.333	1	2	5.333
堂	堂租	1	2.500	5	1	2.500
馬	本鄉油車港	1	8.500	7	1	8.500
梅	同里	1	5.000	5	1	5.000
潘	同里	6	14.300	1,2,5	7	19.300
	同里	1	5.000	4		
范	同里	94	249.254	1,2,3,5	150	470.114
	賬房同里	6	22.950	6		
	同里	5	10.300	1		
	同里漆字圩	45	187.610	4,6,7		
費	同里	6	13.300	2,3,5	11	32.600
	費恭壽棧同里	1	10.000	4		
	賬房同里	1	3.000	7		
	同里	2	4.300	1,4		
	同里北埭	1	2.000	4		
馮	同里	2	10.000	2,5	2	10.000
保	保恩寺屯村	2	11.000	4	2	11.000
龐	同里	51	149.403	1,2,3,5	82	272.656
	賬房同里	27	110.370	4,6,7		
	高地上	1	3.000	1		
	同里	3	9.883	1,6		
俞	俞志文本甲	1	4.000	7	1	4.000
楊	同里	5	14.567	1,2,5	7	17.367
	同里紅塔埭	1	1.000	6		
	同里陸家埭	1	1.800	6		
李	同里	75	292.837	1,2,3,5	111	428.287
	李玉官同里蔣家橋	1	2.000	6		
	星北	1	3.300	1		
同里蔣家橋	34	130.150	4,6,7			
陸	同里	6	13.200	1,2	18	62.780
	陸月樵同里	11	47.580	4,6,7		
	陸月樵同里荷花蕩	1	2.000	6		
凌	凌業	1	0.500	2	1	0.500
○愛堂	同里	1	1.000	5	1	1.000
不明	同里	221	1001.820	1,2,3,4,5,6,7	229	1028.920
	同里	6	21.800	1,6		
	南旗杆	1	3.500	5		
	黎里	1	1.800	3		
合計		1153	4009.932		1153	4009.932

張	張愛珍叙金鄉楊家村	14	64.100	3	24	95.700
	張普亭同里	2	3.500	3		
	同里倉場弄	4	15.300	3		
	芦墟	4	12.800	3		
趙	吳江	1	6.000	2	2	13.000
	叙金鄉楊家村	1	7.000	3		
陳	陳旭丹同里永安橋	3	11.000	2	7	32.500
	陳見山第二保第五甲	1	7.000	3		
	陳宝林吳江	1	10.000	3		
	吳江	1	2.800	3		
	同里蔣家橋	1	1.700	3		
田	田家吳江	1	5.000	1	1	5.000
唐	同里七字圩	2	6.782	3	3	9.032
	同里尤家弄	1	2.250	3		
東	東溪飯店同里新填地	1	5.000	3	1	5.000
梅	吳江	1	3.000	2	2	5.000
	同里	1	2.000	2		
樊	樊會德第三保四甲	2	16.000	3	2	16.000
潘	潘家同里大來橋	1	4.000	3	1	4.000
范	范金畚同里	1	1.600	2	12	48.900
	范繫千同里漆字圩	1	7.000	3		
	范壽豐同里	3	11.200	2		
	范世芬同里	1	1.000	2		
	同里	1	4.000	1		
	同里七字圩	1	4.600	3		
費	同里漆字圩	4	19.500	1,3	2	4.200
	費春生同里	1	2.000	2		
	吳江	1	2.200	1		
龐	龐訓業堂北埭	2	8.000	2	13	42.130
	龐根山叙金鄉楊家村	1	2.500	3		
	龐承德同里	2	3.330	2		
	龐醉經堂同里	6	20.700	1,3		
	同里	1	2.600	3		
	同里東棋杆	1	5.000	3		
務	務滋棧同里	1	0.900	3	1	0.900
李	李允恭堂同里	27	84.000	1,2,3	30	95.038
	李敦彝堂同里吉利橋	1	5.000	3		
	李敦修堂同里吉利橋	1	3.038	3		
	同里富貴橋	1	3.000	3		
劉	劉大奶奶同里同知衙門	1	5.000	3	10	37.500
	劉鈺君同里	9	32.500	3		
合計		149	535.840		149	535.840

表8. 釵金郷・清水郷の業主所在地

釵金郷					清水郷									
郷鎮	地名	件数	面積	郷鎮 件数 面積	郷鎮	地名	件数	面積	郷鎮 件数 面積					
呉江	呉江	2	7.000	2	7.000	呉江	呉江	7	32.000	7	32.000			
釵金郷	第七保第四甲	1	4.000	2	12.500	釵金郷	楊家村	16	73.600	16	73.600			
	油車港	1	8.500			新農郷		1	2.500	1	2.500			
同里	同里	102	347.750	309	1140.220	清水郷	第二保第五甲	1	3.000	4	26.000			
	永安橋	2	4.700			清水郷	第三保第四甲	3	23.000					
	永春堂	1	5.000			68	206.330	永安橋	3	11.000				
	荷花湯	23	116.900					荷花湯	2	6.500				
	同里吉利橋	3	8.900					吉利橋	4	13.488				
	嚴家廊下	2	6.600					乾大	1	5.000				
	後剛	1	1.600					後崗	3	6.900				
	高地上	2	6.000					紅塔埭	1	1.500				
	紅塔埭	2	4.000					三元橋	1	6.000				
	彩堂浜	1	9.700					三陽田	1	4.000				
	三陽地	1	1.200					七字圩	3	11.382				
	三陽田	2	6.600					漆字圩	5	26.500				
	漆字圩	47	198.610					蔣家橋	1	1.700				
	蔣家橋	35	132.150					新填地	1	5.000				
	瀟家浜	18	76.870					西街	7	25.090				
	新取埭	1	3.600					倉場弄	5	19.300				
	西街	5	10.890					太平橋	1	2.500				
	西弄	25	67.650					大東橋	1	4.000				
	倉場弄	10	37.700					東棋杆	1	5.000				
	泰來橋	7	16.500					東漢橋	1	2.500				
	東海	3	5.600					道士埭	1	5.000				
	東漢橋	2	8.400					同知衙門	1	5.000				
	豆腐橋	1	5.000					富真橋	1	3.000				
南棋士	10	53.000	尤家弄	1	2.250									
北埭	2	3.500												
陸家埭	1	1.800												
屯村		2	11.000	2	11.000	北埭		3	10.000	3	10.000			
黎里		7	15.000	7	15.000	蘆墟		4	12.800	4	12.800			
蘆墟		2	5.700	2	5.700	合計		149	535.840	149	535.840			
不明	星北	1	3.300	829	2818.512	合計		149	535.840	149	535.840			
	杜家浜	1	2.500			東漢鎮	第一保	0	1	4	5	23	0.9	
	渡家浜	1	2.500			東漢鎮	第二保	1	3	7	11	84	3.4	
	東旗杆	1	2.800			東漢鎮	第三保	2	49	97	108	254	846	33.9
	東埭	1	2.360			東漢鎮	小計	24	176	177	183	536	1541	61.8
	南旗杆	1	3.500			東漢鎮	合計	27	226	278	302	806	2494	100.0
	不明	823	2801.552			合計		1153	4009.932	1153	4009.932			

表9. 0以外の数字が最初に現れる面積単位

A. 「佃戸調査冊」

面積単位	釵金郷								東漢鎮	清水郷				総計	
	第一保	第二保	第三保	第四保	第五保	第六保	第七保	小計		第一保	第二保	第三保	小計	件数	%
毫厘	0	18	0	0	0	0	0	18	0	0	1	4	5	23	0.9
厘	11	39	2	1	0	18	1	72	1	1	3	7	11	84	3.4
分	115	151	24	61	78	92	69	590	2	49	97	108	254	846	33.9
畝	177	146	61	160	109	122	206	981	24	176	177	183	536	1541	61.8
合計	303	354	87	222	187	232	276	1661	27	226	278	302	806	2494	100.0

B. 呉江県の租棧

面積単位	松陵佃戸		費恭寿棧				費恭寿棧	
	件数	%	費恭寿棧	新鴻源号	怡泰便查	小計	%	
毫厘	79	9.1	45	73	9	127	13.2	
厘	169	19.5	79	180	15	274	28.5	
分	412	47.5	96	305	13	414	43.1	
畝	207	23.9	32	111	3	146	15.2	
合計	867	100.0	252	669	40	961	100.0	

C. 龐氏義莊等

面積区分	龐義莊		龐承德棧	
	件数	%	件数	%
毫厘	70	50.7	279	36.1
厘	20	14.5	195	25.2
分	33	23.9	226	29.2
畝	15	10.9	73	9.4
合計	138	100.0	773	100.0

表10. 一筆当たりの面積分布

面積分布	「佃戸調査冊」			合計		費恭寿棧関係			合計		松陵佃戸	
	釵金郷 (1944)	東漢鎮 (1944)	清水郷 (1944)	件数	%	租籍便查 (1906)	鴻源新号 (1907)	怡泰号 (1909)	件数	%	件数	%
0.000~2.500	746	2	209	957	38.4	169	366	19	554	57.6	538	62.1
2.500~5.000	613	5	300	918	36.8	75	221	19	315	32.8	247	28.5
5.000~7.500	161	3	122	286	11.5	6	57	1	64	6.7	58	6.7
7.500~10.000	82	7	96	185	7.4	0	20	1	21	2.2	11	1.3
10.000~12.500	18	2	31	51	2.0	1	5	0	6	0.6	0	0.0
12.500~15.000	21	3	22	46	1.8	1	0	0	1	0.1	5	0.6
15.000~17.500	2	2	10	14	0.6	0	0	0	0	0.0	0	0.0
17.500~20.000	5	1	11	17	0.7	0	0	0	0	0.0	3	0.3
20.000~22.500	2	1	0	3	0.1	0	0	0	0	0.0	1	0.1
22.500~25.000	1	1	3	5	0.2	0	0	0	0	0.0	0	0.0
25.000~27.500	3	0	2	5	0.2	0	0	0	0	0.0	0	0.0
27.500~30.000	6	0	0	6	0.2	0	0	0	0	0.0	0	0.0
30.000~32.500	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
32.500~35.000	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	2	0.2
35.000~37.500	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	2	0.2
37.500~40.000	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
40.000~42.500	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
42.500~45.000	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
45.000~47.500	1	0	0	1	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
47.500~50.000	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
50.000~	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
合計	1661	27	806	2494	100.0	252	669	40	961	100.0	867	100.0
平均	3.740	9.650	5.338	4.324		2.183	2.816	2.502			2.791	
最大	47.000	25.000	27.400			13.070	11.300	9.140			36.000	
最小	0.180	1.000	0.300			0.250	0.100	0.200			0.100	

明するだけで「佃戸調査冊」三郷鎮の業戸姓には37姓が現れるが、同じ姓でも異なる業主が多数存在し、少なくとも100以上の業主が釵金郷・東溪鎮・清水郷の約4800畝の田地を分散して所有していたことが分かる。この地方で多量の土地を所有する釵金郷では同里漆字圩の范姓(187.610畝), 同里蒋家橋の李姓(130.150畝), 同里荷花蕩の任姓(114.900畝), 同里の龐家賬房(110.370畝), 同里璋家浜の金姓(76.870畝), 同里西弄の鄒姓(65.650畝), 同里南棋干の王姓(53.000畝), 同里の陸月樵(47.500畝), 同里倉場弄の張姓(37.000畝), 清水郷では同里の李允恭堂(84.000畝), 釵金郷楊家村の張愛珍(64.100畝), 同里の劉鉄君(32.500畝)がいるが、最後の二つ張愛珍・劉鉄君を除いて他は全て複数の保に「租業」地を有している。蘇州では租棧の管業地が6, 7割以上を占め、数千畝を有する大地主も存在したが、それら地主の土地は各地に分散しており、一地方の田地は多数の地主にかなり交錯して所有されていた。呉江県の釵金郷・清水郷の土地所有状況も蘇州と同様であったことが分かる。業主の中には日本で所蔵される簿冊の租棧である費恭寿棧の名前が見られるが、該当する圩(北弁(二十七都前副十一図))は日本での簿冊にはない。また業主の中には、屯村の保恩寺, 同里倉場弄の学校等, 従前より土地を出租しその田租で運営していたもの以外に, 同里新填地に存在した東溪飯店という旅館といった私人の企業の名前も見られる。

釵金郷・清水郷の業主所在地を表にしたものが表8である。これを見ると両郷の地名が確認できる業主の殆どが同里鎮に居住していることが分かる。釵金郷では324件, 1191.420畝中309件(95.3%), 1140.220畝(95.7%), 清水郷では149件, 535.840畝中114件(76.5%), 378.940畝(70.7%)である。同里鎮以外では, 約13km離れた県城である呉江(釵金郷2件, 7.000畝, 清水郷7件, 32.000畝), 東南に約15km離れた蘆墟鎮(釵金郷2件, 5.700畝, 清水郷4件, 12.800畝), 南南西に約15km離れた黎里鎮(釵金郷7件, 15.000畝), 西南西に約10km離れた北沢(北圩)鎮(清水郷3件, 10.000畝), 北に約4.5km離れた屯村(釵金郷2件, 12.500畝)であり, これら周辺市鎮の所有が釵金郷では13件(3.9%), 38.700畝(3.2%), 清水郷では14件(9.4%), 54.800畝(10.2%)である。本郷の「租業」は釵金郷では油車港, 第七保第四甲に各1件の2件, 12.500畝(1.0%)に過ぎない。清水郷も第二保第五甲陳見山, 第三保第四甲樊会徳の4件, 26.000畝(4.9%)であり, 隣接する釵金郷楊家村の張愛珍・龐根山・趙姓16件, 73.600畝, 新農郷の葉老寿の1件, 2.500畝を合わせても, 21件(14.1%), 102.100畝(19.1%)であり, 郷村部の「租業」は面積にして20%にも達していない。同里鎮は呉江の米の集散地で, 地主の多く居住する鎮であり⁽¹⁹⁾, 釵金郷・清水郷の田地はかなりの割合で同里鎮の業戸に所有されていたことが表8から明白に確認できる。

三、「佃戸調査冊」作成とそれより見える保甲の状況

この「佃戸調査冊」がどのような理由で作成されたかを, 不明な点も多いが, 日中戦争期の呉江県の取租状況を見ながら考えてみたい。

1937年7月7日の蘆溝橋事件に端を発する日中両国の全面戦争は, 8月13日に上海に飛び火し, 12月中旬の南京陥落まで長江デルタ地帯を戦火に巻き込み, 蘇州・常熟・無錫等同様に呉江県の市鎮も大きな被害を受けるとともに, 日本軍の占領下に入った。その後占領地で日本の働きかけの下で自治委員会・治安維持会が設立され, 1938年春頃までには県城, 市鎮の治安回復, 復興が図られた。その反面農村部では国民政府軍の忠義救国軍や土匪, さらに後には安徽省から新四軍が東進し, 日本及びその下で樹立された自治委員会, 維新政府に対するゲリラ作戦を主とする抵抗を行い治安は悪化し, 自治委員会・維新政府の支配は農村部まで及ばなかった。丁度収穫・納租時期に戦火に見舞われた1937年度は取租は不可能であり, 翌1938年度も困難であった。呉江を含む蘇州地区の田賦徴税は租棧地主を中心とする「租業」(管業), 「自業」に分けられていた。農村の治安の悪化, 行政権力の弱体で取租がままならない城市の地主と, 戦災で徴税帳簿が失われ

徴税の拠り所を失った行政当局の利害が一致して実施されたのが「租賦併徴」であり、呉江県でも県城の松陵、同里等で1939年に併収処が設置されている⁽²⁰⁾。租賦併徴方法には種々の批判があったが、呉県・常熟・太倉・無錫の海南線（上海・南京間の鉄道）以北を対象とする第一期清郷実施後の1941年度まで続けられ、1942年度からは土地査報の実施とともに、租賦を分離し、戦前のように地主が収租し、田賦を納入する方式に改められた。しかし既に5年以上佃戸から直接収租をしておらず、佃戸と田地に対する掌握力を低下させた地主の収租を助けるものとして、県長を主任とする収租処が設置され、地主の請求に基づいて佃戸に対する武装追租を行った。1944年に猛烈なインフレの進行の中米糧を確保するために、重慶政権と同様に田賦の実物徴収を実施する。その際「省当局は本省の例えば呉（県）・松（江）・武（進）・太（倉）・（無）錫・常（熟）・澄（江陰）等の各県の業戸が、多く田畝を佃戸に耕作させ、毎年収めるべき租息は、米の市価でもって現金に換算しており、収入は実は法幣であり、今もし実物徴収の故に、米穀を業主に求めることは困難であることを鑑み、この種の管業業主の完糧に配慮し、業戸より小作する佃戸姓名を指定すれば、徴収機関より直接佃戸から業主が納めるべき田賦の米穀を徴収することを許すことにした。この指佃完糧方法は、既に租糧対照冊式一種を制定し、各業戸に九月十日前を期限に、自ら表式に従って記入し、当地の徴収機関に申請し、図ごと戸ごとに徴収できるようにする⁽²¹⁾。」と、管業業戸については、租米は折租で現金を徴収しているため、地主の納入すべき実物田賦分は徴収機関が直接佃戸から徴収することになった。その際に業戸が作成して徴収機関に提出した書類が「租糧対照冊」である。「租糧対照冊」を申請しない業戸からは自業・管業に拘わらず一律に現物田賦を追徴した⁽²²⁾。この「租糧対照冊」の表式には、「田地坐落」、「糧串号数」、「戸名」、「等則」、「畝分」、「佃戸姓名」、「催甲姓名」があり、冊の最後に業主の真実姓名（本名）・住所・取り扱う租糧名・地点を書き、業戸の名入り印鑑と租棧印を押すことになっている⁽²³⁾。業主が作成する「租糧対照冊」とともに、区郷鎮や保甲にこれと対応する表冊が作られたと思われる。無錫県第四区では、「本年度田賦が実物に改徴され、限（九月十日以前）を決め、各郷保（各区郷鎮長が作成する田畝清冊と思われる－夏井）及び地方大業戸（「租糧対照冊」－夏井）が田畝数量を調査する。その調査の時に、須く区書に責任持たせ、図正と会同して各保甲長をして戸毎に調査し冊を作成し区に報告させるべき⁽²⁴⁾。」ことが郷鎮長会議で決議されている。呉江県の場合詳細は不明であるが、本稿の資料名が「佃戸調査冊」であり、租業の場合備註に「業主不明」の記載があるものもあり、業戸名を記載するのが原則であったことから考えて、業戸が提出する「租糧対照冊」に対応する郷単位で作られた佃戸別の簿冊と思われる。

「佃戸調査冊」は保甲を単位として編成されており、郷－保－甲－戸の保甲を動員して調査・作成が行われたと思われる。保甲は従前の蒋介石南京政府の政策を受け継ぎ、維新政府・汪兆銘政府が郷村の治安を恢復し、支配を安定させるために行った施策である。甲長の職務として、維新政府公布の章程では「一、保長の執行職務を補助する事項。二、甲内の戸口を清查し、門牌を編製し、連帯保証の誓約書を取り備える事項。三、甲内の奸盗を検査すること及び出境入境人民を調査する事項。四、軍警及び保長が匪犯を捜索・逮捕することを補助する事項。五、甲内の人民を教戒して、非法行為をないようにせしめる事項。六、その他法令或いは保甲規約により甲長が執行しなければならない事項⁽²⁵⁾。」と、甲内の門牌、連帯保証書の整備、匪徒の捜索等の治安維持に重点が置かれている。1943年の汪兆銘政権が公布した「各県編查保甲戸口暫行条例」でも同様の規定である。保甲の実施は治安の安定、支配の強化と密接に関わっており、日本軍及びそれを背景とする維新政府の支配地が県城・主要鎮市しか及ばず、広大な農村部は治安の確保、保甲の実施はかなり困難であった。1939年末・1940年初の段階で呉江県の治安は「本県の治安は事実上その維持は極めて困難である。それは昔から盗匪出没の地方として有名な太湖に臨んでいるからである。然し程万軍の帰順以来漸く改善の緒につき、また一面友軍の協助に依って盗匪の横行も減少しつつあるを以て、久しからずして呉江の明朗化も実現される筈である。」とあり、保甲編成は203保1217甲13308戸49971人で、全県人口の10%足

らずしか確立していなかった。保甲を基礎とした自衛団も総団、呉江，同里，盛沢，平望，越溪（第一区），南車（庫，同），梅堰，八圻，震沢の主要市鎮しか存在していない⁽²⁶⁾。同時期の資料でも「現在呉江城内及び同里・八圻の両市鎮は，均しく編査が完成し，なお三区（盛沢）4郷及びその他15郷区が，あるものは編査中，あるものが尚お挙行されていない。その原因を探ると，実に地方が安寧でないこと，経費の出がないことによる⁽²⁷⁾。」と保甲が县城や同里鎮等しか進展していないことが分かる。呉県・常熟等の県で保甲編査が基本的に完成したのは1941年7月からの第一期・第二期清郷工作以降であり⁽²⁸⁾，呉江県でも1942年7月から9月までの太湖東南第一期清郷工作以降と思われる。太湖東南第一期清郷は，李士羣と浙江省主席傅式説の「縄張り争い」によって3ヶ月で終了したといわれるが⁽²⁹⁾，汪兆銘政府の農村への支配は一定滲透したと思われる。多少の誇張はあるが清郷実施したことで，「宣伝と保甲の編査の完成によって，不良分子が再び農村に隠れることができなくなり，警務勢力が既に四郷各鎮まで伸張し，故に農村の治安は，全部確立を告げ，民生は封鎖施行後，清郷区内の物資が外に流れなくなり，物資は豊富で，物価もそれにより少なからず下がった。農村の治安が既に確立されれば，農民は安心して耕作でき，従前の遊（匪）・共（匪）に紛擾される虞がない⁽³⁰⁾。」と治安の回復，保甲の編査が完成した記事が新聞に載せられている。

1942年夏の太湖東南第一期清郷以後，呉江県でも保甲編査が完成したと思われるが，保甲は単に治安の維持，盗匪の搜索だけでなく，土地陳報，田賦の徴収その他様々な地方業務の末端として使われた。例えば1944年の田賦実物徴収の際も，「保甲組織を運用し，民衆に適切に宣伝・指導すれば，家々が皆知り，実物徴収工作が順調に推進される効果を期すことができる⁽³¹⁾。」と保甲組織が動員された。田賦実物徴収に伴い，地主が作成する「租糧対照冊」と対になったと思われる「佃戸調査冊」も保甲別に保甲を通じて作成された。では，汪兆銘政府の末端行政に位置づけられる保甲が，果たして省・県の行政当局の意図を忠実に反映して行動していたかをこの「佃戸調査冊」から探って見たい。

東溪鎮は市街地で農戸は少ないので，これを除けば，釵金郷・清水郷の二郷とも，保甲順にほぼ欠落することなく，「圩名」，「佃戸姓名」，「住址－保，甲，戸」，「田畝数量」，「業主戸名，地址，或自業」の5項目が記載されており，県の命令に従って保甲は機能している。しかし詳細にみると，以下の3点においてこの「佃戸調査冊」に違和感を感じる。第一は，「田畝数量」の数値が概数すぎるのではないかという点である。表9のAは「佃戸調査冊」の0以外の数が最初に現れる面積単位（畝，分，厘，郷，毫）の度数を表にしたものである。これを見ると最小の毫が0以外の数字の割合は釵金郷・清水郷で1%程度に過ぎず，釵金郷では第二保・第七保にしか出てきていない。これに対して，畝で最初に0以外の数字ができてくるのは60%を超えている。対照のため呉江県の他の租糧(B)として呉江市檔案館所蔵の「關於松陵佃戸完租名冊」(204③45, 1945年)及び日本の東洋文庫所蔵の費恭寿棧関係簿冊（「租籍便查」光緒32年，「溥新号便查」光緒33年，「怡泰号便查」宣統元年）と，義莊等の土地台帳(C)として呉江市檔案館所蔵の「吳興縣南潯鎮龐氏義莊江蘇呉江縣並旧震沢県境田畝清冊」(204③1025)，「龐承德義莊田畝暨莊屋基地置価銀数清冊」(204③832)を挙げておく。これを見ると「佃戸調査冊」の田畝数量は畝あるいは分までの概数で表され，必ずしも実数をそのまま記したのではないことが分かる⁽³²⁾。第二点は一筆当たりの面積が大きいのではという点である。表10は「佃戸調査冊」の三郷鎮と費恭寿棧・「關於松陵佃戸完租名冊」の一筆当たりの面積分布である。表10を見ると，「佃戸調査冊」の各郷鎮の一筆当たりの面積は，他の簿冊に比べて大きくなっている。特に2.500畝以下のものが少なくなっている。費恭寿棧・「關於松陵佃戸完租名冊」では2.500畝以下が約6割占めているのに対して，「佃戸調査冊」では38.4%と20%以上少なく，その代わり5～10畝の割合が10%程度多くなっている。平均面積を見ても費恭寿棧等は2畝台であるのに対し，釵金郷が3.740畝，清水郷は5.338畝，東溪鎮に至っては9.650畝となっている。「備註」の欄に後述するように「二処」「共三処」と注記があるものもあり，一つ一つを記載せずいくつかをまとめた可能性があり，第一の概数の問題と併せてみると各田地の一

筆を詳細に記載したものではないようである。第三の違和感は、「備註」の欄である。「備註」の欄に清水郷では全く記載がないが、記載のある釵金郷ではその記載は保によって異なっている。第一保では「陳介堂」、「実租業主不明」・「業主不明」という転租或いは業主に拘わるもの、「共三処」（1件）、「共」二処」（3件）の土地が筆数に拘わるものがあるが、注記の多数は「全荒」、「虫災無収」、「虫災四成」等の螟虫と思われる被害状況である。104件（34.3%）、262.380畝（32.0%）が何らかの被害を受けている。第二保は底田という田の状況、「共」二処」（2件）、「共三処」（4件）の土地の筆数である。第三保は「二処」（2件）の筆数だけである。第四保には注記がない。第五保は「内南陽二畝」、「三処」（2件）「二処」（5件）と圩や土地の筆数の外、「小租」の注記があるものが21件、126.680畝あり、件数で9.6%、面積で11.8%を占めている。第六保は「荒田」（2件）と田賦との関係を記載している。第七保は「附三」、「附六」、「戸附三」で保甲の第三、第六戸に付随させたことを記載している。このように各保によって注記がかなりばらばらである。螟虫の被害も小租も圩名が重複することから見て、その保特有のものとは考えられない。被災を記載したのは田賦・田租の減免のためであり、小租を記載したのは租田の種類を意識したからであろう。「荒田」や保甲の戸もそれなりの意図をもってその保の保長・甲長が記載し、郷ではそれを集めて記載したと思われる。逆を言えば「備註」欄について県から出された記載例はないか、あったとしても全く保以下には（郷にも）伝わっていないと思われる。

以上のことをまとめると、県から命令された「租糧対照冊」に対応する郷村の「佃戸調査冊」作成に於いて、釵金郷・東溪鎮・清水郷の三郷鎮の保甲は与えられた表式に従って調査記入を行った。この点において汪兆銘政府の地方行政の末端としての保甲は機能していると言える。しかしその内容をみると土地の一筆一筆の詳細な数値ではなく、まとめた概数が記載されており、業戸姓名の不明なものも多く、「佃戸調査冊」として有用であったかは疑問である。また「備註」欄の記載をみると保がそれぞれの意図で記載し、郷はそれを取りまとめただけであり、県の意図が共通のものとなっていたと言えず、おざなりの対応とも言える。

四、おわりに

呉江市檔案館所蔵の釵金郷・東溪鎮・清水郷三郷鎮の「佃戸調査冊」について考察を行ったが、田畝の数字は実数ではなく概数の可能性が高く、数値そのものを絶対として使うことはできないように思われる。しかし概数としても「自業」・「租業」の割合、経営面積の分布、業主の所在地等についてはデータとして蓄積できるように思われる。また「佃戸調査冊」が田賦実物徴収に伴い、地主の負担軽減のために田賦実物分を佃戸から徴収するために作成された「租糧対照冊」に対応して郷村で保甲を通じて作成されたものである可能性が高いこと、その保甲は行政の末端として形式的には機能していたが、詳細な点においては県政府の命令への対応はおざなりの部分もあったことが、この史料から伺うことができたと思われる。

註

- (1) 日中戦争期の田租徴収問題については、拙稿「日中戦争期、中国江南の田租徴収問題について」『史朋』第40号、2007年、参照。
- (2) 中国地方レベルの檔案館に所蔵された史料を用いての研究も現れてきており今後研究の進展を期待したい。江南の文書史料については太田出・佐藤仁史編『太湖流域社会の歴史学的研究－地方文献と現地調査からのアプローチ』汲古書院、2007年、参照。
- (3) 呉江市地方志編纂委員会『呉江県志』江蘇科学技術出版社、1994年、57頁、
- (4) 李銘皖修『蘇州府志』同治元年、卷32郷都閘圩村鎮4、閻登雲修『同里志』嘉慶17年、民国6年排印、卷首図及び卷1郷

- 鎮、『吳江県志』前掲66頁。
- (5) 「各県編査保甲戸口暫行条例」『国民政府公報』第470号，民国32年4月12日（中国歴史第二檔案館編『汪偽国民政府公報』江蘇古籍出版社，1991年所収）。
 - (6) 清郷委員会経済設計委員会『清郷区経済概況調査報告書』1942年，「吳県特別区経済概況（第一期清郷区）」40頁。
 - (7) 拙著『中国近代江南の地主制研究－租棧関係簿冊の分析－』汲古書院，2001年，450頁。
 - (8) 林惠海『中支江南農村社会制度研究』上巻，有斐閣，1953年，186～187頁。
 - (9) 「徴収東山租賦母須組設公棧」『蘇州新報』1939年12月4日。
 - (10) 『清郷区経済概況調査報告書』前掲，「吳県特別区経済概況（第二期清郷区）」91～92頁。
 - (11) 同前，「無錫県特別区経済概況」15頁。
 - (12) 同前，「常熟特別区経済状況（第一期清郷区）」63頁。
 - (13) 同前，「常熟特別区経済状況（第二期清郷区）」49～50頁。
 - (14) 『吳江県志』前掲，168～169頁
 - (15) 満鉄調査の数値は柳沢和也『近代中国における農家経営と土地所有－1920～30年代華北・華中地域の構造と変動－』御茶の水書房，2000年，121，123，126，129，131頁による。
 - (16) 林惠海，前掲，204頁。
 - (17) 満鉄の調査地点については，奥村哲『中国の資本主義と社会主義－近現代史の再構成－』桜井書店，2004年，第6章「江南の近代化と農業経営」参照。
 - (18) 吳県楓橋鎮第十一・十二保の154戸の平均耕地面積は自作が5.11畝，小作が8.620畝，自小作が15.040畝となっている（林惠海，前掲，202頁）。
 - (19) 王稼冬「同里米業史話」『吳江文史資料』第7輯，1988年。吳江県同里出身の費樹蔚が蘇州で信孚商業儲蓄銀行を設立したが，同人との関係で同里等の吳江の地主は田租収入を同銀行に預金した（蘇州市工商銀行史志編写組『解放前蘇州的銀行』『蘇州史志資料選輯』第9号）79～80頁）。
 - (20) 「同里併収処開田業会議」『蘇州新報』1939年11月21日。「吳江租賦並収委会召開成立會議，推選薛公俠任副委員長」同，1939年11月22日。
 - (21) 「体恤管業業戸，省財政当局訂定指佃完糧辦法，限期送迭租糧对照冊」『江蘇日報』1944年8月20日。
 - (22) 「田賦改徵実物，体恤業戸困難直向佃戸徴収」『常熟日報』1944年8月30日。
 - (23) 「業主完賦応填租糧对照清冊」同，1944年8月19日。
 - (24) 「錫第四区按戸調査田畝数量」『江蘇日報』1944年9月13日。
 - (25) 「清郷区内各県編査保甲戸口暫行条例」『政府公報』第8号，民国27年5月30日（『汪偽国民政府公報』所収）。
 - (26) 『中華民国維新政府概史』1940年，432頁，312～313頁。新編『吳江県志』57頁によれば，全県では1078保，10352甲であり，保では約19%，甲では11.8%までしか完成していない。
 - (27) 内政部中華青年団指導部『蘇浙皖各地保甲概況』第一輯，1940年？，江蘇省4～5頁。記載内容から吳江県の記事は1939年冬と思われる。
 - (28) 「江蘇省一年来的清郷及省政」（節録）中央檔案館・中国第二歴史檔案館・吉林省社会科学院合編『汪偽清郷』中華書局，1995年，363～364頁。
 - (29) 汪曼雲「突然夭折の太湖東南第一期清郷」余子道・劉其奎・曹振威編『汪精衛国民政府“清郷”運動』上海人民出版社，1995年，464～467頁。
 - (30) 「清郷声中吳江農業建設」『江蘇日報』1942年11月12日。
 - (31) 「各県運用保甲，宣伝田賦徴実，省府分令呈報經過情形」同上，1944年11月8日。
 - (32) 天野元之助氏は「所有土地を調べる段になると，農民の警戒心が極度に高まる。……土地の短報は彼等（農民）の常套事であると共に，所有地が多くなれば，きっと概数で以て答えられる。」（『南山書舎雜筆（1）－満鉄時代の中国農村調査随想－』『季刊人類学』13-1，1982年，201～203頁）述べており，農民が賦税等を警戒して概数で報告をしたものをそのまま調査表に記載した可能性がある。

（史料の閲覧等に便宜をいただいた吳江市檔案館，蘇州大学の諸先生に感謝を表したい。また本稿は平成20年度からの科学研究費補助金，基盤研究(C)一般「日中戦争期・内戦期における中国江南農村社会経済の実態と変化に関する研究」の成果の一部である）

（札幌校教授）